明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産三）　二

○建築基準法施行規則等の一部を改正する省令（国土交通五）　八

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第四項の規定に基づき公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（国家公安委四）　一二

○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律所定の無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の請求に関し、公安調査庁長官が行った更新請求に対する同法第二十六条第六項において準用する同法第二十二条第一項の決定の件（公安審査委一）　一五

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置等の対象となるハイチにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件（外務二六）　一五

○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（同二七）　一五

○先進主要七箇国（アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国）が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件の一部を改正する件（同二八）　一六〇

○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二七）　一六三

○教科書の定価認可基準の一部を改正する件（文部科学四）　一六五

○飼料の公定規格の一部を改正する件（農林水産一九五）　一七二

○特定水産資源（くろまぐろ（小型魚））及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和六管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同一九六）　一七三

○農業改良資金融通法第九条第四項及び農業経営基盤強化促進法第十四条の九第四項の規定に基づき、農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同一九七）　一七五

〔官庁報告〕

官庁事項

組換えＤＮＡ技術応用飼料添加物の安全性に関する確認を受けた飼料添加物について（公表）（農林水産省）　一七六

〔公　告〕

諸事項

官庁

製造たばこ小売定価関係　一七六

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消、弁理士登録関係　一〇九

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、特定空家等、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　二一〇

会社その他

会社決算公告　二一三

省　令

○農林水産省令第三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十九日

農林水産大臣　坂本　哲志

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表第１（第１条関係）	別表第１（第１条関係）
１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準	１　飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　飼料一般の製造の方法の基準	⑵　飼料一般の製造の方法の基準
ア～ヌ　（略）	ア～ヌ　（略）
ネ　フィターゼ（その２の⑺）は、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）以外の飼料に用いてはならない。	（新設）
⑶・⑷　（略）	⑶・⑷　（略）
⑸　飼料一般の表示の基準	⑸　飼料一般の表示の基準
ア　（略）	ア　（略）
イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。	イ　飼料（飼料添加物を含むものに限る。）には、次に掲げる事項を表示しなければならない。
㋐～㋕　（略）	㋐～㋕　（略）
㋖　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㋐、ケの㋐及びコの㋐、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからネまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等	㋖　⑴のウに掲げる表、⑴のキの㋐、ケの㋐及びコの㋐、⑵のエからカまで、⑵のキに掲げる表並びに⑵のケ及びサからヌまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等
㋗～㋙　（略）	㋗～㋙　（略）
㋚（注）　（略）	㋚（注）　（略）
ウ　（略）	ウ　（略）
２～６　（略）	２～６　（略）
別表第２（第２条関係）	別表第２（第２条関係）
１～５　（略）	１～５　（略）
６　飼料添加物一般の試験法	６　飼料添加物一般の試験法
（略）	（略）
⑴～⑬　（略）	⑴～⑬　（略）
⑭　酵素力試験法	⑭　酵素力試験法
①～⑦　（略）	①～⑦　（略）
⑧　フィチン酸分解力試験法	⑧　フィチン酸分解力試験法
（略）	（略）
ⅰ　（略）	ⅰ　（略）

(ii)　第２法

基質溶液の調製

フィチン酸ナトリウム0.8ｇ（0.75～0.84ｇ）を量り、0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム塩酸混液（pH5.5）を加えて溶かし、塩酸でpHを5.5に調整した後、100mLの全量フラスコに入れ、同混液を標線まで加えて100mLとする。

反応停止発色液の調製

（略）

操作法

（略）

検量線の作成

（略）

(iii)　（略）

(iv)　第４法

基質溶液の調製

あらかじめフィチン酸ナトリウムをデシケーター（シリカゲル）中で24時間以上乾燥し、その2.0ｇ（1.95～2.04ｇ）を量り、0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム塩酸混液（pH5.5）200mLを加えて溶かし、６mol／Ｌ塩酸でpHを5.5に調整した後、250mLの全量フラスコに入れ、同混液を標線まで加えて250mLとする。

反応停止発色液の調製

モリブデン酸アンモニウム100.0ｇ（99.95～100.04ｇ）に水を加えて溶かし、25％アンモニウム水10mLを加えた後、水を加えて1,000mLとし、モリブデン酸アンモニウム試液を調整する。バナジン酸アンモニウム2.35ｇ（2.345～2.354ｇ）に50～60℃に温めた水400mLを加えて溶かし、硝酸（１→３）20mLを加え、更に水を加えて1,000mLとし、バナジン酸アンモニウム試液とする。

モリブデン酸アンモニウム試液１容量に、バナジン酸アンモニウム試液１容量及び硝酸（１→３）２容量を加え、混合する。反応停止発色液は用時調整する。

操作法

試料溶液は、各条で規定する方法で調整する。試料溶液0.1mLをマイクロピペットを用いて量り、12×150㎜の試験管に入れ、ポリソルベート20添加(0.01％)0.25mol／L酢酸ナトリウム塩酸混液（pH5.5）0.3mLをマイクロピペットを用いて加え、混合し、37±0.5℃に加温し、５分間放置する。この試料溶液に、あらかじめ37±0.5℃に加温した基質溶液0.8mLをマイクロピペットを用いて加え、混合し、37±0.5℃で正確に30分間放置する。その後、反応停止発色液0.8mLをマイクロピペットを用いて加え、混合し、試験反応液とする。別に試料溶液0.1mLをマイクロピペットを用いて量り、12×150㎜の試験管に入れ、ポリソルベート20添加（0.01％）0.25mol／L酢酸ナトリウム塩酸混液（pH5.5）0.3mLをマイクロピペットを用いて加え、混合し、37±0.5℃に加温し、５分間放置する。この試料溶液に反応停止発色液0.8mLをマイクロピペットを用いて加えた後、あらかじめ37±0.5℃に加温した基質溶液0.8mLをマイクロピペットを用いて加え、混合し、試験対照溶液とする。

試験反応溶液及び試験対照溶液を室温で10分間放置した後、11,000×ｇで３分間遠心分離を行い、得られた上澄液につき、水を対照液として波長415nmにおける吸光度OD_T及びOD_{TB}を測定する。

(ii)　第２法

基質溶液の調製

フィチン酸ナトリウム0.8ｇ（0.75～0.84ｇ）を量り、pH5.5に調整した0.25mol／Ｌ酢酸塩酸緩衝液を加えて溶かし、塩酸でpHを5.5に調整した後、100mLの全量フラスコに入れ、同緩衝液を標線まで加えて100mLとする。

反応停止発色液の調製

（略）

操作法

（略）

検量線の作成

（略）

(iii)　（略）

（新設）

１ｇ中のフィチン酸分解力単位

$$= \frac{(OD_T - OD_{TB}) \times F \times \frac{1}{30} \times \frac{1}{W} \times Z}{}$$

OD_T：試験反応溶液の平均吸光度

OD_{TB}：試験対照溶液の平均吸光度

Ｚ：希釈倍率

Ｆ：検量線から求めた吸光度差１に対応するリン酸イオン濃度（μmol／mL）

Ｗ：試料採取量（ｇ）

検量線の作成

リン酸二水素カリウム約10ｇを105℃で２時間乾燥させた後、デシケーターで保存し、その0.682ｇ（0.6815～0.6824ｇ）を量り、ポリソルベート20添加（0.01％）0.25mol／L酢酸ナトリウム塩酸混液（pH5.5）を加えて溶かし、100mLの全量フラスコに入れ、さらに同混液を標線まで加えて100mLとしたものを標準原液とする。

標準原液を順次水で正確に２倍、４倍、８倍及び16倍に希釈し、標準液とする。各標準液0.04mLをマイクロピペットを用いて量り、12×150㎜の試験管に入れ、ポリソルベート20添加（0.01％）0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム塩酸混液（pH5.5）0.36mLをマイクロピペットを用いて加え混合した後、基質溶液0.8mL及び反応停止発色液0.8mLをマイクロピペットを用いて加え混合したものを、リン酸標準反応溶液とする。リン酸標準反応溶液を室温で10分間放置した後、11,000×ｇで３分間遠心分離を行い、得られた上澄液につき、水を対照液として波長415nmにおける吸光度OD_{S1}、OD_{S2}、OD_{S3}及びOD_{S4}を測定する。別にポリソルベート20添加（0.01％）0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム塩酸混液（pH5.5）0.4mLをマイクロピペットを用いて量り、12×150㎜の試験管に入れ、基質溶液0.8mL及び反応停止発色液0.8mLをマイクロピペットを用いて加えて混合したものを、リン酸標準対照溶液とする。リン酸標準対照溶液を室温で10分間放置した後、11,000×ｇで３分間遠心分離を行い、得られた上澄液につき、水を対照液として波長415nmにおける吸光度OD_Bを測定する。リン酸イオン濃度を縦軸に、測定したリン酸標準反応溶液とリン酸標準対照溶液の吸光度差（$OD_{S1}-OD_B$）、（$OD_{S2}-OD_B$）、（$OD_{S3}-OD_B$）及び（$OD_{S4}-OD_B$）を横軸にとり、検量線を作成する。

7　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

⑴　（略）

⑵　試薬・試液

（略）

亜鉛（標準試薬）～酢酸塩酸緩衝液、0.1mol／Ｌ、酵素力試験用　（略）

（削る。）

酢酸・酢酸アンモニウム緩衝液、pH4.8～酢酸ナトリウム、無水　（略）

0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム塩酸混液（pH5.5）　酢酸ナトリウム34.02ｇ（34.015～34.024ｇ）に水を加えて溶かし、塩酸でpHを5.5に調整し、水を加えて1,000mLとする。

酢酸ナトリウム試液～レゾルシン　（略）

⑶～⑼　（略）

7　飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベルトラン糖類定量表の規定

⑴　（略）

⑵　試薬・試液

（略）

亜鉛（標準試薬）～酢酸塩酸緩衝液、0.1mol／Ｌ、酵素力試験用　（略）

酢酸塩酸緩衝液、0.25mol／Ｌ、酵素力試験用　酢酸ナトリウム34.02ｇ（34.015～34.024ｇ）に水を加えて溶かし、塩酸でpHを5.5に調整し、水を加えて1,000mLとする。

酢酸・酢酸アンモニウム緩衝液、pH4.8～酢酸ナトリウム、無水　（略）

（新設）

酢酸ナトリウム試液～レゾルシン　（略）

⑶～⑼　（略）

8　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴～(140)　（略）

(141)　フィターゼ

フィターゼ（その１）

（略）

フィターゼ（その２の⑴）

ア　製造用原体

㋐　成分規格

酵素力単位　（略）

物理的・化学的性質

（略）

純度試験　（略）

強熱残分　（略）

酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第２法により試験を行う。

試料溶液の調製　ポリソルベート20　0.1ｇ（0.05～0.14ｇ）に0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム塩酸混液（pH5.5）を加えて溶かし、更に同混液を加えて１Ｌとしたものを希釈液とする。試料について試験を行うために必要な量を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、１mL当たりの濃度が50フィチン酸分解力単位となるように希釈液を加え、激しく撹拌して溶かし、試料原液とする。この原液適量を全量ピペットを用いて量り、１mL当たりの濃度が0.5フィチン酸分解力単位となるように希釈液を加え、試料溶液とする。

㋑～㋓　（略）

イ　製剤（その１　液状）

（略）

ウ　製剤（その２）

㋐　成分規格

（略）

酵素力単位　（略）

酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第２法により試験を行う。

試料溶液の調製　ポリソルベート20　５ｇ（4.5～5.4ｇ）及び牛血清アルブミン0.6ｇ（0.55～0.64ｇ）に0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム塩酸混液（pH5.5）を加えて溶かし、更に同混液を加えて１Ｌとして抽出液とする。希釈液については、フィターゼ（その２の⑴）製造用原体を準用する。試料について試験を行うために必要な量を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、１mL当たりの濃度が50フィチン酸分解力単位となるように、抽出液を加え、トライアングル回転子を用いて激しく撹拌しながら20分間超音波処理し、更に20分間激しく撹拌して溶かした後、毎分14,000回転で３分間遠心分離し、その上澄液を試料原液とする。この原液適量を全量ピペットを用いて量り、１mL当たりの濃度が0.25フィチン酸分解力単位となるように希釈液を加え、試料溶液とする。

㋑・㋒　（略）

8　各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準

⑴～(140)　（略）

(141)　フィターゼ

フィターゼ（その１）

（略）

フィターゼ（その２の⑴）

ア　製造用原体

㋐　成分規格

酵素力単位　（略）

物理的・化学的性質

（略）

純度試験　（略）

強熱残分　（略）

酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第２法により試験を行う。

試料溶液の調製　ポリソルベート20　0.1ｇ（0.05～0.14ｇ）に0.25mol／Ｌ酢酸塩酸緩衝液を加えて溶かし、更に同緩衝液を加えて１Ｌとしたものを希釈液とする。試料について試験を行うために必要な量を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、１mL当たりの濃度が50フィチン酸分解力単位となるように希釈液を加え、激しく撹拌して溶かし、試料原液とする。この原液適量を全量ピペットを用いて量り、１mL当たりの濃度が0.5フィチン酸分解力単位となるように希釈液を加え、試料溶液とする。

㋑～㋓　（略）

イ　製剤（その１　液状）

（略）

ウ　製剤（その２）

㋐　成分規格

（略）

酵素力単位　（略）

酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第２法により試験を行う。

試料溶液の調製　ポリソルベート20　５ｇ（4.5～5.4ｇ）及び牛血清アルブミン0.6ｇ（0.55～0.64ｇ）に0.25mol／Ｌ酢酸塩酸緩衝液を加えて溶かし、更に同緩衝液を加えて１Ｌとして抽出液とする。希釈液については、フィターゼ（その２の⑴）製造用原体を準用する。試料について試験を行うために必要な量を有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、１mL当たりの濃度が50フィチン酸分解力単位となるように、抽出液を加え、トライアングル回転子を用いて激しく撹拌しながら20分間超音波処理し、更に20分間激しく撹拌して溶かした後、毎分14,000回転で３分間遠心分離し、その上澄液を試料原液とする。この原液適量を全量ピペットを用いて量り、１mL当たりの濃度が0.25フィチン酸分解力単位となるように希釈液を加え、試料溶液とする。

㋑・㋒　（略）

フィターゼ（その２の(2)）～フィターゼ（その２の(6)）
（略）
フィターゼ（その２の(7)）
ア　製造用原体
(ｱ)　成分規格
酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、１ｇ中に150,000フィチン酸分解力単位以上を含む。
物理的・化学的性質
①　本品は、帯緑褐色の液体である。
②　本品の水溶液（１→100）のpHは、4.0～5.0である。
③　本品は、pH2.5～5.5において最大の酵素活性を有する。
純度試験
①　鉛　本品1.0ｇ（0.95～1.04ｇ）を量り、鉛試験法（原子吸光光度法第１法）により鉛の試験を行うとき、その量は、５μｇ／ｇ以下でなければならない。このとき、鉛標準液は、0.5mLを全量ピペットを用いて量り、10mLの全量フラスコに入れ、硝酸（１→150）を標線まで加えて10mLとし、標準液とする。
②　ヒ素　フィターゼ（その１）製造用原体の純度試験②を準用する。
③　抗菌活性　フィターゼ（その１）製造用原体の純度試験③を準用する。
強熱残分　5.0%以下（0.5ｇ）
酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第４法により試験を行う。
試料溶液の調製　本品0.5ｇを有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、100mLの全量フラスコに入れ、ポリソルベート20添加（0.01%）0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム塩酸混液（pH5.5）80mLを加え、回転子を用いて室温で30分間撹拌した後、回転子を取り出し、同混液を標線まで加えて100mLとし、試料原液とする。この試料原液適量をマイクロピペットを用いて量り、１mLあたりの濃度が約0.1フィチン酸分解力単位となるように同混液を加え正確に希釈し、試料溶液とする。
(ｲ)　製造の方法の基準
*Komagataella phaffii*に属する菌株を宿主としたフィターゼ生産組換え体を培養し、培養を終了した後、培養物をろ過して菌体を除去し、さらに、ろ液を濃縮して製造すること。
(ｳ)　保存の方法の基準
遮光した密閉容器に保存すること。
(ｴ)　表示の基準
本品の直接の容器又は直接の被包に、最大の酵素活性を示すpH値（小数点以下第１位まで）を記載すること。
イ　製剤（その１　液状）
(ｱ)　成分規格
本品は、フィターゼ（その２の(7)）製造用原体に安息香酸ナトリウムを加えた後、塩酸を用いてpHを調整し、必要に応じて水及びグリセリンを混和した水溶性液状物である。
酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示フィチン酸分解力単位の85～170%を含む。

フィターゼ（その２の(2)）～フィターゼ（その２の(6)）
（略）
（新設）

酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第４法により試験を行う。

試料溶液の調製　本品１ｇを有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、100mLの全量フラスコに入れ、ポリソルベート20添加（0.01％）0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム塩酸混液（pH5.5）80mLを加え、回転子を用いて室温で30分間攪拌した後、回転子を取り出し、同混液を標線まで加えて100mLとし、試料原液とする。この試料原液適量をマイクロピペットを用いて量り、１mLあたりの濃度が約0.1フィチン酸分解力単位となるように同混液を加え正確に希釈し、試料溶液とする。

(ｲ)　保存の方法の基準

フィターゼ（その２の(7)）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(ｳ)　表示の基準

フィターゼ（その２の(7)）製造用原体の表示の基準を準用する。

ウ　製剤（その２）

(ｱ)　成分規格

本品は、フィターゼ（その２の(7)）製造用原体を噴霧乾燥した後、小麦粉及びα－デンプンを加えた粉末又は粒子である。

酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示フィチン酸分解力単位の85～170％を含む。

酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第４法により試験を行う。

試料溶液の調製　本品１ｇを有効数字３桁まで量り、その数値を記録し、250mLの三角フラスコに入れ、ポリソルベート20添加（0.01％）0.25mol／Ｌ酢酸ナトリウム塩酸混液（pH5.5）100mLを加え、回転子を用いて室温で30分間攪拌した後、約２mLを11,000×ｇで３分間遠心分離し、得られた上澄液を試料原液とする。この試料原液適量をマイクロピペットを用いて量り、１mLあたりの濃度が約0.1フィチン酸分解力単位となるように同混液を加え正確に希釈し、試料溶液とする。

(ｲ)　保存の方法の基準

フィターゼ（その２の(7)）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

(ｳ)　表示の基準

フィターゼ（その２の(7)）製造用原体の表示の基準を準用する。

エ　製剤（その３）

(ｱ)　成分規格

本品は、フィターゼ（その２の(7)）製造用原体に、小麦粉を加えて乾燥した後、植物油及びグリセリン脂肪酸エステルで被覆し、必要に応じてもみがらを加えた小片又は粒子である。

酵素力単位　本品は、酵素力試験を行うとき、表示フィチン酸分解力単位の85～170％を含む。

酵素力試験　フィチン酸分解力試験法第４法により試験を行う。

試料溶液の調製　フィターゼ（その２の(7)）製剤（その２）の酵素力試験を準用する。

(ｲ)　保存の方法の基準

フィターゼ（その２の(7)）製造用原体の保存の方法の基準を準用する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び関係法律の規定に基づき、並びに建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第百二十三号）を実施するため、建築基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

建築基準法施行規則等の一部を改正する省令

（建築基準法施行規則の一部改正）

第一条　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条の十八第十号中「及び」を「並びに」に改め、「第三条の二十六第一項第五号」の下に「及び第四項第四号」を加え、「単に」を削る。

第三条の二十六第四項に次の一号を加える。

四　修了証明書の写し

第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六中「及び第三条の二十六第一項第五号」を「並びに第三条の二十六第一項第五号及び第四項第四号」に改める。

別記第十八号の十二様式及び別記第三十七号の二様式から別記第三十七号の五様式までの様式中「㊞」を削る。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第九号中「単に」を削る。

第十八条第四項に次の一号を加える。

三　修了証明書の写し

別記第二号様式中「㊞」を削る。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三十条第六号中「単に」を削る。

第三十四条第四項中「教材並びに」を「教材、」に改め、「答案用紙」の下に「並びに修了証の写し」を加える。

別記第三十三号様式中「㊞」を削る。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

別表第一（第三条及び第四条関係）

改正後	
（略）	
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）	第三条の二十二第一項及び第三条の二十六第四項（これらの規定を第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）
（略）	
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）	第十五条第三号
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）	第十八条第四項

別表第一（第三条及び第四条関係）

改正前	
（略）	
建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）	第三条の二十二第一項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）及び第三条の二十六第四項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）
（略）	
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成五年建設省令第十六号）	第十五条第三号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）	第五十四条の二第一項
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）	第三十四条第四項
（略）	
登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（平成十八年国土交通省令第九十二号）	第十三条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）
建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第二十七号）	第三十三条第四項（第四十一条及び第四十四条において準用する場合を含む。）
船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）	第十七条
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）	第五十三条第四項

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	
建築基準法施行規則	第三条の十八第十号、第三条の二十二第二項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）及び第六条の九第十二号（第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）
（略）	
鉄道事業法施行規則	第二十四条の十第二項
建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則	第十条第九号
住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則	第三十条第六号
マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	第八十七条第五項
建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令	第二十八条第十二号、第三十九条第十号及び第四十二条第十号
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第二十一条の四及び第四十五条第十号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）	第五十四条の二第一項
（略）	
登録水先人養成施設及び登録水先免許更新講習に関する省令（平成十八年国土交通省令第九十二号）	第十三条第二項（第二十条において準用する場合を含む。）
船員の労働条件等の検査等に関する規則（平成二十五年国土交通省令第三十二号）	第十七条

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	
建築基準法施行規則	第三条の二十二第二項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）
（略）	
鉄道事業法施行規則	第二十四条の十第二項
マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則	第八十七条第五項
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）	第二十一条の四

（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）

第五条　建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第十二号中「単に」を削る。

第三十三条第四項中「教材並びに」を「教材、」に改め、「答案用紙」の下に「並びに修了証の写し」を加える。

第三十九条第十号及び第十一号並びに第四十二条第十号及び第十一号中「単に」を削る。

別記第八号様式、別記第十二号様式及び別記第十三号様式中「印」を削る。

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第十号中「及び」を「並びに」に改め、「第五十三条第一項第五号」の下に「及び第四項第四号」を加え、「単に」を削る。

第五十三条第四項に次の一号を加える。

四　修了証明書の写し

別記様式第五十中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

2　この省令の施行前に交付した改正前のそれぞれの省令の規定による修了証明書及び修了証は、改正後のそれぞれの省令の規定による修了証明書及び修了証とみなす。

3　この省令による改正後の建築基準法施行規則第三条の二十六第四項（第六条の十、第六条の十二、第六条の十四及び第六条の十六において準用する場合を含む。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第十八条第四項、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三十四条第四項、建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第三十三条第四項（第四十一条及び第四十四条において準用する場合を含む。）並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第五十三条第四項の規定は、この省令の施行日以後にその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類について適用する。ただし、令和七年三月三十一日までにその修了証明書又は修了証を交付する講習に係る書類については、なお従前の例によることができる。

第三条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和五年国土交通省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）	第五十三条第四項
別表第四（第十条及び第十一条関係）	
（略）	（略）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）	第二十七条第一項
（略）	（略）
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則	第二十一条の四、第四十五条第十号及び第八十条の五

改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第五号）	第五十三条第四項
別表第四（第十条及び第十一条関係）	
（略）	（略）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）	第二十七条第一項
（略）	（略）
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則	第二十一条の四及び第四十五条第十号